○財務省告示第九十九号

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第三十七条第二項の規定により発行する遺族国庫債券で平成二十三年四月一日以後の日を発行日とするものの様式の要項を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

寸法	全体	縦三百二十四ミリメートル 横二百十三ミリメートル
	本券	縦百ミリメートル 横二百十三ミリメートル
	利賦札	縦五十六ミリメートル 横七十一ミリメートル
用紙	すき入れ	「財務省印」の白すきちらし
	彩紋、唐草模様及び地模様	緑色
表面	「記名」の文字及び財務大臣の印章	赤色
	「日本政府」、「賦札」及び「利札」の文字	白抜き
	記号、番号及びその他の文字	黒色
裏面	彩紋、唐草模様及び文字	緑色
その他	各利賦札に切取り用刷り目打ち	

（備考）　遺族国庫債券のひな形は、次図のとおりである。

（表　面）

